

9.6 緑

9.6.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

調査事項及びその選択理由は、表 9.6-1 に示すとおりである。

表 9.6-1 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①緑の状況 ②生育環境 ③土地利用の状況 ④法令等による基準等 ⑤東京都等の計画等の状況	事業の実施に伴い植栽内容及び緑の量の変化が考えられることから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

(3) 調査方法

1) 緑の状況

調査は、既存資料調査及び現地調査による方法によった。

ア. 植生等の状況

調査は、「自然環境保全基礎調査 植生調査」（平成 11 年～ 環境省自然環境局生物多様性センター）の既存資料の整理によった。また、現地調査により、計画地及びその周辺の植栽樹種の状況等を確認した。調査は、平成 26 年 7 月 25 日に実施した。

イ. 緑の量の状況

調査は、現地踏査により植生の把握を行い、緑の面積は、高木・中木・低木層の緑被面積を整理した。緑の体積は、緑被面積に高木・中木・低木層の平均高を乗じて整理した。

2) 生育環境

ア. 地形等の状況

調査は、「地形図」（国土地理院）、「土地条件図」（平成 26 年 12 月 国土地理院）の既存資料の整理によった。

イ. 気象の状況

調査は、東京管区気象台の気象データの整理によった。

ウ. 地域社会とのつながり

調査は、当該地域の利用状況において、緑の有する機能とのかかわりの整理によった。

3) 土地利用の状況

調査は、「東京の土地利用 平成 23 年東京都区部」（平成 25 年 5 月 東京都都市整備局）等の既存資料の整理によった。

4) 法令等による基準等

調査は、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）等の法令等の整理によった。

5) 東京都等の計画等の状況

調査は、「緑施策の新展開」（平成 24 年 5 月 東京都）、「植栽時における在来種選定ガイドライン」（平成 26 年 5 月 東京都）等の計画等の整理によった。

(4) 調査結果

1) 緑の状況

ア. 植生等の状況

既存資料による計画地及びその周辺の現存植生の状況は、「9.5 生物の生育・生息基盤 9.5.1 現況調査 (4) 調査結果 5) 植生の状況」(p.190 参照)に示すとおりである。計画地及びその周辺は、主に「川辺一年生草本群落」、「工場地帯」、「残存・植栽樹群をもった公園、墓地等」、「造成地」等となっている。

現地調査によると、計画地内の陸域の多くは道路、人工構造物、人工裸地となっている。植生の状況は、中央防波堤内側埋立地側には、東西水路際にオギ群落広がっており、その中に落葉広葉樹（ハリエンジュ）や常緑広葉樹（アキグミ）が点在している。また、中防大橋と中潮橋の間には常緑針葉樹（クロマツ）、中潮橋の東側には混交林（クスノキ）が植栽されている。中央防波堤外側埋立処分場側には、ヨモギ・メドハギ群落、セイタカアワダチソウ群落、カゼクサ・オオバコ群落等の多年生草本群落が広がっており、その中に常緑広葉樹（アキグミ）が点在している。また、東京ゲートブリッジに接続する東京港臨海道路沿いには、常緑広葉樹（トベラ）が植栽されている。

イ. 緑の量の状況

計画地の北側は「海の森公園（仮称）」内であり、計画地内の植生は、中央防波堤内側埋立地の水路沿いにまとまった植栽樹林群（混交林）があり、中央防波堤外側埋立処分場の道路沿いに常緑広葉樹の植栽が見られる。

計画地における緑の面積は約 7,500m²である。また、計画地内の緑の体積は約 33,750m³である。

2) 生育環境

ア. 地形等の状況

地形の状況は、「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 (4) 調査結果 3) 地形及び地物の状況」(p.67 参照)に示したとおりである。計画地及びその周辺は、埋立てにより平坦化された人工地盤の区域となっている。計画地の地盤面は、T.P. +1.0m～T.P. +5.0m 程度の平坦な地形である。

イ. 気象の状況

気象の状況は、「9.4 生物の生育・生息基盤 9.4.1 現況調査 (4) 調査結果 6) 気象の状況」(p.191 参照)に示したとおりである。計画地周辺の東京管区気象台における年間降水量及び年平均気温の平年値（昭和 56 年～平成 22 年）は、1,528.8mm、15.4℃である。

ウ. 地域社会とのつながり

(ア) 計画地及びその周辺の歴史

計画地及びその周辺は、廃棄物の最終処分場を内陸に確保することが困難となったことを背景に、港湾における廃棄物の最終処分場として形成された埋立地及び埋立処分場である。中央防波堤内側埋立地は昭和 48 年～61 年にかけて埋め立てられ、中防合同庁舎、中防不燃ごみ処理センター等の廃棄物処分施設がある。中央防波堤外側埋立処分場は、昭和 52 年より埋立てが行われている。

廃棄物が一定の厚さに達したときや道路造成時、埋め立てが完了した時には覆土をしており、その土に植物が生育している。中央防波堤内側埋立地は、建設発生土を用いた地形造成と、剪定枝葉による堆肥を混合した植栽基盤を整備して植栽を行っており、「海の森

公園（仮称）」として工事が進められている。また、「海の森公園（仮称）」では「海の森」プロジェクトとして、スダジイ、タブノキ等の苗木を 48 万本植樹する計画としている。平成 16 年度より、都内小学校と連携してドングリから苗木を育てる活動を継続しているほか、都民や企業にからの募金等によって苗木を購入している。また、植樹した苗木の剪定や生育調査、除草・清掃、堆肥づくりのほか、植樹イベントの指導等をボランティア活動の協力によって進められている。

(イ) 注目される樹木等

計画地及びその周辺で注目される樹木等はなかった。

3) 土地利用の状況

土地利用の状況は、「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 4)土地利用の状況」(p. 67 参照) に示したとおりである。

計画地及びその周辺の土地利用は、供給処理施設、官公庁施設、屋外利用地・仮設建物となっている。計画地西側に供給処理施設、官公庁施設、専用工場、倉庫・運輸関係施設が存在し、計画地北側の一部は「海の森公園（仮称）」となっている。

4) 法令等による基準等

都市緑地法等の緑に関する法令等については、表 9.6-2 に示すとおりである。

表 9.6-2 緑に関する法令等

法令・条例等	責務等
都市緑地法 (昭和 48 年法律第 72 号)	(目的) 第一条 この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。 (国及び地方公共団体の任務等) 第二条 国及び地方公共団体は、都市における緑地が住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する措置を講じなければならない。 2 事業者は、その事業活動の実施に当たって、都市における緑地が適正に確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行なう措置に協力しなければならない。
都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号)	(目的) 第一条 この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。
東京における自然の保護と回復に関する条例 (平成 12 年東京都条例第 216 号)	(目的) 第一条 この条例は、他の法令と相まって、市街地等の緑化、自然地の保護と回復、野生動植物の保護等の施策を推進することにより、東京における自然の保護と回復を図り、もって広く都民が豊かな自然の恵みを享受し、快適な生活を営むことができる環境を確保することを目的とする。 (緑化計画書の届出等) 第十四条 千平方メートル以上の敷地(国及び地方公共団体が有する敷地にあつては、二百五十平方メートル以上とする。)において建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の新築、改築、増築その他の規則に定める行為を行おうとする者は、あらかじめ、規則に定める基準に基づき、緑化計画書(地上部及び建築物上の緑化についての計画書)を作成し、知事に届け出なければならない。ただし、第四十七条第一項及び第五項、第四十八条第一項並びに第四十九条第一項に定める行為については、この限りでない。

5) 東京都等の計画等の状況

緑に関する東京都の計画等については、表 9.6-3 に示すとおりである。

表 9.6-3 緑に関する計画等

関係計画等	目標・施策等
緑施策の新展開 (平成 24 年 5 月 東京都)	緑の「10 年後の東京」(平成 18 年)の折り返し地点を迎え、これまでに取り組んできた緑施策を踏まえ、同計画では、緑施策を強化し、発展させ、人と自然とが共生できる緑豊かな都市東京の実現に向け、東京都が取り組んでいる様々な施策の整理がなされたものである。
植栽時における在来種選定ガイドライン (平成 26 年 5 月 東京都)	東京都は、緑の「量」の確保に加え、生態系への配慮など緑の「質」を高める施策を進めており、その地域に自然に分布している植物(以下「在来種」という。)を増やすことで、在来の生きものの生息場所を拡大する取組を行っている。本ガイドラインは、都民や事業者が緑化をする際に参考となるものとして作成されている。

9.6.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は、以下に示すとおりとした。

- 1) 植栽内容（植栽基盤など）の変化の程度
- 2) 緑の量（緑被率や緑化面積など）の変化の程度

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京2020大会の実施に伴う建設工事等での改変や施設撤去後の現状回復等において、緑に変化が生じる又は生じていると思われる時点とし、大会開催前、大会開催中、大会開催後のそれぞれ代表的な時点又は期間のうち、大会開催前、大会開催後とした。

(3) 予測地域

予測地域は、計画地及びその周辺とした。

(4) 予測手法

予測手法は、東京2020大会の実施計画を基に、緑の変化の程度を把握して予測する方法によった。

(5) 予測結果

1) 植栽内容の変化の程度

計画地内には、落葉広葉樹（ハリエンジュ）、常緑広葉樹（アキグミ）、常緑針葉樹（クロマツ）、混交林（クスノキ）の植栽が存在する。

事業の実施に伴い、現状の植栽樹は伐採されるが、図 7.2-10（p.28 参照）に示すとおり計画地北側に地上部緑化を行い、高木として落葉広葉樹（エゴノキ、エノキ、オオシマザクラ等）、常緑広葉樹（クロガネモチ、スダジイ等）、常緑針葉樹（クロマツ）を植栽する計画としている。また、計画地南側には、防風植栽として常緑広葉樹（タブノキ、クスノキ）、常緑針葉樹（クロマツ）等を植栽する計画としている。

したがって、現況と比べてより多様な植栽内容になると予測する。

2) 緑の量の変化の程度

計画地内には、落葉広葉樹（ハリエンジュ）、常緑広葉樹（アキグミ）、常緑針葉樹（クロマツ）、混交林（クスノキ）の植栽が存在し、現状の緑の面積は約 7,500m²である。

事業の実施に伴い現状の植栽樹は伐採されるが、図 7.2-10（p.28 参照）に示すとおり、地上部緑化として、計画地北側の中央防波堤内側埋立地及び計画地南側の中央防波堤外側埋立処分場において、約 18,000m²の範囲に高木、中木等を植栽する計画としている。

したがって、現況と比べてより緑の量は増加すると予測する。

9.6.3 ミティゲーション

(1) 予測に反映した措置

- ・地上部緑化として、約 18,000m²の範囲に地上部緑化を行う計画としている。
- ・地上部緑化として、落葉広葉樹（エゴノキ、エノキ、オオシマザクラ等）、常緑広葉樹（クロガネモチ、スダジイ等）、常緑針葉樹（クロマツ）の高木を植栽する計画としている。また、防風植栽として常緑広葉樹（タブノキ、クスノキ）、常緑針葉樹（クロマツ）等を植栽する計画としている。

(2) 予測に反映しなかった措置

- ・既存樹木については伐採予定であるが、樹木調査により樹木の状況確認を行った上で、移植等について検討する。
- ・十分な植栽基盤（土壌）の必要な厚みを確保する。
- ・艇庫棟の屋上の一部には、屋上緑化を行う計画としている。

9.6.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、現況との比較とした。

(2) 評価の結果

事業の実施に伴い、計画地内に合計として約 18,000m²の緑化面積を確保する計画としている。また、艇庫棟の屋上の一部には、屋上緑化を行う計画としている。これにより、現状の約 7,500m²の植栽面積から緑化面積は増加する。

本事業の緑化計画は、図7.2-10（p.28参照）のとおりであり、計画地北側に地上部には高木として落葉広葉樹（エゴノキ、エノキ、オオシマザクラ等）、常緑広葉樹（クロガネモチ、スダジイ等）、常緑針葉樹（クロマツ）を植栽する計画としている。また、計画地南側には、防風植栽として常緑広葉樹（タブノキ、クスノキ）、常緑針葉樹（クロマツ）等を植栽する計画としている。既存樹木については伐採予定であるが、樹木調査により樹木の状況確認を行った上で、移植等について検討する計画としている。

以上のことから、計画地における植栽面積は増加し、計画地北側の「海の森公園（仮称）」に植栽されているクロマツ、スダジイ、オオシマザクラ等の既存植栽と一体となった緑地が創出され、評価の指標は満足するものと考ええる。